生活交通改善事業計画（バリアフリー化設備等整備事業）

令和８年１１月４日
（名称）徳島県地域公共交通協議会
（代表者名）　　会長　奥嶋　政嗣

１．生活交通改善事業計画の名称
徳島県生活交通改善事業計画（ユニバーサルデザインタクシー）

２．バリアフリー化設備等整備事業の目的・必要性
高齢者や障がい者、妊娠中の方など、誰もが安心してタクシーを利用できる環境を整備することにより移動等の円滑化を推進するため、ユニバーサルデザインタクシーの普及を図ることを目的とする。

３．バリアフリー化設備等整備事業の定量的な目標及び効果
（１）事業の目標
国においては「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、各都道府県における総車両数の約 25%をユニバーサルデザインタクシーとする目標が示されているが、本県においては令和 7 年 3 月末時点で約 1.7%（15/906 台）となっていることから導入を推進する。
（２）事業の効果
ユニバーサルデザインタクシー車両の普及により、誰もが安心してタクシーを利用できる環境が整備され、移動等の円滑化が図られる。

４．バリアフリー化設備等整備事業の内容と当該事業を実施する事業者
（１）事業の内容：実施事業者（補助対象事業者）
（内容） ・ユニバーサルデザインタクシー車両：徳島第一交通株式会社（１台） 大木タクシー有限会社（２台） 山瀬観光有限会社（１台）
（実施事業者（補助対象事業者）の身体・知的・精神の３区分における運賃割引率について） ・徳島第一交通株式会社（身体：１割、知的：１割、精神：１割） ・大木タクシー有限会社（身体：１割、知的：１割、精神：１割） ・山瀬観光有限会社（身体：１割、知的：１割、精神：１割）
（２）関連事項（以下、〈　〉内の事業に該当する場合に記載）
〈バス車両の導入に係る事業〉 該当なし
〈福祉タクシー車両・共同配車センターに係る事業〉 該当なし
〈バスターミナルに係る事業〉 該当なし

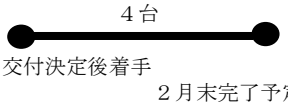
５．バリアフリー化設備等整備事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

令和８年度（当該年度）

事業の名称	総事業費 割合	国費 割合	都道府県負担 割合	市区町村負担 割合	事業者負担 割合
ユニバーサルデザインタクシー車両導入	12,400 千円	1,440 千円	5,652 千円	千円	5,308 千円
	100%	11.5%	45.5%	%	43%

※各負担割合等については、いずれも見込み額を記載

６．計画期間

事業の名称	令和８年度 4月 9月 12月 3月	 4月 9月 12月 3月	 4月 9月 12月 3月
ユニバーサルデザインタクシー車両導入			

７．協議会の開催状況と主な議論

令和８年１１月４日（第１回） 徳島県地域公共交通会議 計画案について協議及び合意

８．利用者等の意見の反映

タクシーの利用者等から、ユニバーサルデザインタクシーの導入を推進して欲しい旨の要望があった。

９．協議会メンバーの構成員

関係都道府県	徳島県（生活環境部交通政策課）
関係市区町村	徳島県内全市町村（公共交通担当課）
交通事業者・交通施設管理者等	徳島県タクシー協会、徳島バス（株）、徳島バス南部（株）、四国交通（株）、（一社）ひだまり、国土交通省徳島河川国道事務所、徳島県県土整備部高規格道路課、徳島県警察本部交通部
地方運輸局	四国運輸局交通企画課
その他協議会が必要と認める者	徳島大学大学院教授、（株）電脳交通、徳島県教育委員会高等教育課、（福）徳島県社会福祉協議会、（一財）徳島県観光協会

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住　所）徳島県徳島市万代町１－１
（所　属）徳島県生活環境部交通政策課
（氏　名）小林　優太
（電　話）088-621-2128
（e-mail）koutsuuseisakuka@pref.tokushima.lg.jp